

① 件名
特定一般廃棄物（汚染稲わら）焼却処理の完了について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本市においても放射性物質で汚染された稲わらが発生した。 これらは各農家の敷地内等に保管され各種作業に支障を来しており、また、汚染された稲わらは保管後7年以上が経過していることから、腐敗による悪臭や火災の発生等周辺住民からの風評被害が懸念されていた。 このことから、平成30年10月から市内農家に保管されている汚染稲わらを石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混合して試験焼却を開始し、本年3月に焼却処理が完了した。</p> <p>【目的】 市内で保管されている汚染稲わらを焼却処理することで、保管する各農家の負担を解消するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成28年11月 住民説明会等（計21回実施） ～平成30年 2月 平成30年 8月 放射線に関する講演会開催（48名参加） 10月 試験焼却開始 11月 本焼却開始 平成31年 3月 焼却処理完了</p>
⑤ 主な内容
<p>市内11戸で保管していた71,356キログラム（当初計画69,790キログラム）の稲わらを、石巻広域クリーンセンターにおいて一般廃棄物と混合して焼却処理した。 また、排出された焼却灰426,856キログラムについては、河南一般廃棄物最終処分場に搬出し、埋立て処分している。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 汚染稲わらの早期処分により、各農家の負担軽減と市民生活の不安が解消されるとともに、良好な生活環境が保全される。</p> <p>【市財政への負担】 事業費：232,200千円 財源内訳：国庫補助金1/2、震災復興特別交付税1/2</p>

<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物（稲わら、牧草、ほだ木）は、焼却処理予定の各広域圏で実施される。</p> <p>仙南圏：平成30年3月から11月まで試験焼却 黒川圏：平成30年5月から10月まで試験焼却 大崎圏：平成30年10月から試験焼却実施中（本年7月終了予定） 仙台市：平成27年度焼却実施済 利府町：平成26年度焼却実施済</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>現在、河南一般廃棄物最終処分場において、埋め立てた焼却灰に不透水層等4層の覆土を敷設しており、また、当初の業務委託契約期間は平成30年9月10日から平成31年3月25日までとされていたが、処理量の増加と焼却処理における安全確保を優先したことで事業期間が延伸し、平成31年4月25日に業務完了予定</p>
<p>⑨ その他</p>